

広島県告示第七百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定年月日
アサヒサンクリ ーン株式会社	東京都北区上十条一 丁目二番一五号	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター呉	呉市三条四丁目一番 一号	平成二二年七 月一日
医療法人ユナイ テッド	呉市焼山中央二丁目 四番八号	医療法人ユナイ テッド うえは ら歯科	呉市焼山中央二丁目 四番八号	平成二二年七 月一日
竹の子の里株式 会社	大竹市新町一丁目七 番二号	竹の子の里あつ とホーム菜デイ サービス	大竹市西栄一丁目一 番一二号	平成二二年四 月一日
アサヒサンクリ ーン株式会社	東京都北区上十条一 丁目二番一五号	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター東広島	東広島市西条町西条 五一六番三 コーポ T&E一階一号室	平成二二年七 月一日
特定非営利活動 法人 地域福祉 活動支援協会 人間大好き	東広島市八本松町飯 田五二五番地三	デイサービスセ ンター明日への 風	東広島市八本松町飯 田八丁目一〇〇一番 地一	平成二二年七 月一日
有限会社福祉タ クシー・ナカド	東広島市西条朝日町 六番五九―六〇三号	有限会社福祉タ クシー・ナカド	東広島市西条大坪町 九番六〇号	平成二二年四 月一日
医療法人社団更 正会	広島市西区草津梅が 台一〇番一号	訪問看護ステー ションこころー れ廿日市	廿日市市串戸一丁目 九番四六号 ハグマ ビル二〇一	平成二二年八 月一日